

大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計策定、環境影響評価調査計画書作成及び土壌汚染調査業務プロポーザル審査要領

大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計策定、環境影響評価調査計画書作成及び土壌汚染調査業務に関する優先交渉権者の選考方法について、次のとおり審査方法と評価基準を定める。

1 審査対象事業者

参加申込書のあった事業者で、実施要領に定める参加要件を満たす事業者を審査の対象とする。なお、書類の不備、辞退届等の提出のある事業者は審査対象から除外する。

2 優先交渉権者の審査方法

審査は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）により評価を行う。

一次審査及び二次審査の合計点で最上位の事業者を優先交渉権者として選定する。なお、上位2者が同点の場合は、二次審査の得点が上位の者が、さらに二次審査の得点も同点の場合は一次審査の上位の者が、さらに二次審査も一次審査も同点の場合はくじ引きとし、優先交渉権者とする。

(1) 一次審査（書類審査）

会社概要及び業務実施体制、業務実績等報告書、配置予定者報告書について、別紙「プロポーザルの評価基準」に基づく総合評価を実施し、合計点の上位5者を選定する。なお、上位5者及び6者の合計点が同点の場合は両者を選出するものとする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

別紙「プロポーザルの評価基準」に基づく総合評価を行い、一次審査及び二次審査の合計点で最上位の事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、上位2者が同点の場合は、二次審査の得点が上位の者が、さらに二次審査の得点も同点の場合は一次審査の上位の者が、さらに二次審査も一次審査も同点の場合はくじ引きとし、優先交渉権者とする。

3 審査の評価算出者

大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計策定、環境影響評価調査計画書作成及び土壌汚染調査業務プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーション評価及び価格評価を行う。

4 評価項目

一次審査及び二次審査の評価項目については、別紙「プロポーザルの評価基準」のとおりとする。

(1) 企画提案書及びプレゼンテーション評価の点数化

企画提案書及びプレゼンテーションにおける評価項目の点数化方法及び評価基準は、別紙「プロポーザルの評価基準」に示す評価項目ごとの「配点」により評価を行い、表1に示す「評価項目の点数化方法」により点数化する。また、評価点の計算にあたっては、小数点第2位を四捨五入する。

表 1 評価項目の点数化方法

評価	指標	点数化方法
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.80
C	平均的であり一般的である。	配点×0.60
D	物足りなさを感じる。	配点×0.40
E	物足りない。不安である。	配点×0.20

(2) 価格点の採点方法

提案価格の評価は、次の計算式で算出し価格点を採点することとする。

提案価格が、提案上限額と同様の場合は0点とする

$$\text{価格点} = \left(\frac{\text{提案上限価格} - \text{提案価格}}{\text{提案上限価格} - \text{最低提案価格}} \right) \times \text{配点}$$

(少数点以下第2位を四捨五入)

(3) 最低基準点の設定

総合評価点が90点未満であった場合は失格とする。なお、参加者が1者の場合であっても審査を行い、最低基準点以上であった場合には、契約候補者として選考することができるものとする。

5 その他

(1) 優先交渉権者との交渉

優先交渉権者との交渉などは次のとおりとする。

ア 優先交渉権者との交渉

一次審査及び二次審査の合計点で最上位の事業者を優先交渉権者として選定する。なお、上位2者が同点の場合は、二次審査の得点が上位の者が、さらに二次審

査の得点も同点の場合は一次審査の上位の者が、さらに二次審査も一次審査も同点の場合はくじ引きとし、優先交渉権者とする。

イ 交渉が不調となった場合

優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点者を優先交渉権者とし交渉を行う。なお、次点者との交渉も不調に終わった場合は、さらに次点者を以って優先交渉権者とするが、それでも交渉が整わない場合は、優先交渉権者の選考をやり直すこととする。